

平成二十三年、第四回定例会にあたり、自由民主党文京区議団を代表して、私、田中としかねは、大きく二つの点について質問をさせていただきます。

一点目は、地域を中心とする医療・介護・福祉の一体的提供の実現に向けての課題と自治体の果たす役割について。次に二点目は、東日本大震災の発生により顕在化した公教育の課題と自治体の果たす役割について。以上の二点を、区長ならびに教育長に対して、質問させていただきます。

最初に、地域を中心とする医療・介護・福祉の一体的提供の実現に向けての課題と自治体の果たす役割について、お尋ねいたします。

二十一世紀に入り十余年余りが経過したものの、我が国は「失われた二十年」と言われるように、長期的な経済の低迷から抜け出せない中で、世界に類を見ないスピードで高齢化が進行しています。文京区においても、今後、少子化・高齢化が一層進展することが予測されます。我が国の首都機能を果たす東京のまちも、大きく変貌していくことが求められるでしょう。文京区もこうした動向に対応し、本格的なまちづくりに取り組み、文京区の魅力や活力を一層高めていく必要があります。また、本年三月に発生した東日本大震災は我が国に未曾有の被害をもたらし、国民生活や経済に大きな影響を及ぼしました。わが文京区をはじめとする各自治体にとっても、災害への備えはもちろんのこと、生まれ育った郷土で暮らし続けることができるということの意義について、改めて考え直すという課題を与えられた、という認識を持たなくてはなりません。

介護保険制度が開始されてから十年が経過しました。介護サービスを受ける高齢者の数は、**2000**年の制度創設当初と比較して、**149**万人から、**2009**年の**407**万人へと、約**2.7**倍になりました。これは、介護保険制度が、細かなところでは問題を含みながらも、定着してきていることを物語っています。しかしながら、この十年間で、単身または高齢者のみの世帯が急増し、高齢者が高齢者を介護するという「老老介護」の問題や、認知症の高齢者を介護している高齢者自身が認知症を患い、適切な介護ができなくなるという「認認介護」の問題がクローズアップされてきております。さらに、介護を苦にした介護殺人や介護自殺、孤独死などの事例が報道されたり、家庭内で介護の問題を抱え込み、そこから派生する虐待という新たな問題が浮かびあがってもきました。高齢者を中心とした医療費の高騰、年金や介護についての次世代からの将来に対する不安の声など、今後抱える大きな課題も残されています。こうした諸々の状況を解決するために検討されてきたのが「地域包括ケアシステム」です。**2025**年を目標に設定し、団塊の世代が**75**歳以上となり、高齢化がピークを迎え、医療や介護の必要に迫られる人たちが現在の約二倍に増大する「超高齢社会」を想定した、国を挙げての取り組みになります。先ずお伺いしたいのが、文京区において、この**2025**年問題をどのように捉えているのか。そこに想定される超高齢社会のかたちとは、どのようなものであるべきだと考えているのか、お聞かせください。

国の方針として、まず基本にすえられているのが、高齢者の必要に応じた住まいの提供です。そのうえで、生活上の安全や安心、健康を確保するために、医療や介護だけではなく、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスを、日常生活の場で、おおむね三十分以内に提供できるシステムを作っていこうという取り組みが模索されています。それぞれのサービス圏の規模としては、公立中学校に子どもたちが通う範囲を想定しており、これはまさに区が扱うスケールとなります。住民に最も身近な基礎的自治体としての区の果たす役割がこれまで以上に重視されることを意味しています。この「公立中学校に子どもたちが通う範囲」でのサービスの展開という、地域包括ケアシステムのあり方について、文京区ではどのようにとらえているのか。現実的な想定であるのかどうかという理解も含めて、お聞かせください。

具体的なプランを今後立てていくこととなりますが、これまで以上に、地域包括支援センターが中心となって、サービス提供事業者、自治会、NPO 法人、民生委員、警察・消防、弁護士などとの支援ネットワークを構築することによって、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けていくことを可能にしていかなければなりません。地域包括支援センターは高齢者の暮らしを支える総合的な窓口であり、支援ネットワークの結節点として、関係機関との「橋渡し役」を担わなくてはなりません。地域包括支援センターの業務対象は、介護予防支援業務以外にも、認知症や精神疾患、虐待、家族の失業など広範にわたります。個別ケースの早期発見及び地域住民からの早期相談対応が不可欠となってきます。その前提となるのは、地域包括支援センターに対する認知度・理解度の向上です。制度開始から五年目を迎え、文京区でも「地域包括ケア推進委員会」などの各種会議の開催を通じて、介護・福祉、医療、保険等の関係機関による認知度や理解度はかなり向上してきていることは確かです。しかしながら、「文京区の地域福祉に関するアンケート結果」においても指摘がなされているように、地域住民の地域包括支援センターに対する認知度・理解度は、まだまだ高いとはいえません。文京区の地域包括支援センターの機能を強化するためには、人材や財政確保だけではなく、地域における地域包括支援センターの認知度を向上させることが不可欠となります。広報媒体での PR だけではなく、地域包括支援センターを地域住民の方々に「見せる」ための働きかけを、文京区としてどのように取り組んでいくつもりなのか、お聞かせください。そもそも、地域包括支援センターという名称が業務の中身を伝えるににくい、という意見もあります。練馬区では、「高齢者相談センター」といった別名を設けるなど、工夫を図っています。文京区でも「区民が分かり易く安心して相談できる体制」を表現するネーミングを、区民から募集してはどうか、という意見も挙げられていますが、区の見解をお聞かせください。また、現在文京区内に開設されている、四つの包括支援センターについて、それぞれのセンターの業務は評価できるものの、四箇所の連携が不足しているのではないかと意見も寄せられていますが、区としての見解と、今後の取り組みについて、お聞かせください。本年の十月から開始された新規事業である、医療連携推進員の各地域包括支援センターへの配置は、地域住民の方々にどのように受けとめら

れたのか。各地域での相談パターンの違いや、それぞれの特徴といった、**新たな課題の発見もあれば、合わせてお聞かせください。**

文京区が実施した「高齢者現況把握調査」においても、約六割の方が、「介護が必要になっても自宅で暮らしたい」と回答されています。**2025**年に向けて国が進める地域包括ケアシステムの構築においても、そのサービスの提供にあたっては、在宅でのサービスが基本にすえられています。すなわち、施設でのサービスは補完的なものという位置づけになり、在宅での暮らしがどうしても困難になった場合に利用するというのが原則となります。こうした、**老いてもでき得る限り自立して生きていくことを理想とする、在宅サービスを基本にすえた地域包括支援のあり方そのものについて、文京区はどのように受けとめているのか、文京区が進めてきた「在宅医療検討部会」の成果と合わせてお聞かせください。特に、在宅医療をつなぐためのツールとして期待される「在宅療養手帳」の今後の展開について、お示しください。**

地域包括ケアシステムを推進していくためには、今まで断片化されてきた「自助」「互助」「共助」「公助」の取り組みが、相互に活かされるようなシステムの構築がどうしても必要となります。「自助」とは、年金収入などによって自らの生活を支え、健康を維持し、自分でできることは自分でするということです。周りが手を出しすぎることで、自立を損なうことがないようにしなくてはなりません。「互助」とは、お互いの助け合いであり、これまで日本で培われてきた「お互い様」という精神に基づいたボランティアのこともあります。文京区ではこれを「おせっかい」と呼んで称揚しています。「共助」とは、介護保険などによるお互いの助け合いになります。自ら支払う保険料と税金も投入して、必要な人にサービスを提供することです。「公助」とは、人々の生活を最低限保障していく国の役割になります。介護保険事業計画を策定し実施しなくてはならない介護保険の保険者たる文京区の役割は、言うまでもなく極めて重大です。一定限度額までの介護サービスを、その内容と成果を吟味しつつ介護保険制度によって給付することは当然ではありますが、自助・互助・公助との適切な役割分担を検討していかなければなりません。介護費用が増大する中で、すべてのニーズや希望に対応するサービスを介護保険制度によって給付することは、保険理論からも、また共助の仕組みである社会保障制度の理念に照らしても適切ではないからです。**こうした「自助」を中心にすえる、これからの地域包括ケア体制のイメージについて、文京区はどのようにとらえているのかお聞かせください。**

地域包括ケアシステムの定義の中に「ニーズに応じた住宅の提供」とあるわけですが、高齢者の方々にとって、どのような住まいが理想であるのか、文京区としても追い求めていかななくてはなりません。区では現在、借上げ高齢者向け住宅として「シルバーピア」と「高齢者アパート」を提供していますが、事業開始から二十年が経過した今、見直しのタイミングだとも言えるでしょう。虚弱になっても住み続けられる住まいの整備が求められています。かつては、病や障害を抱えた高齢者が、施設のケア体制に合わせて、転々と移動を余儀なくされてきました。例えば、一般病棟に入院されていた方が、療養病床に転院

し、介護老人保健施設を経て、ご自宅に復帰される。しかしその後、認知症を患われてグループホームに入居され、さらにまた重度化して退所を余儀なくされ、最後は特別養護老人ホームに入所されるといったように。これは決して極端な例ではないということは、お分かりいただけたと思います。高齢期になっても住み続けることが可能な住宅が整備されなくてはなりません。その時々の高齢者の状態の変化に応じて、適切なケアが受けられるようになることが言うまでもなく理想となります。自立した高齢者にとっては、バリアフリーの高齢者専用賃貸住宅に住むという選択肢があってもいいのではないのでしょうか。高齢者の方々がばらばらに住んでいらっしゃるよりも、ある程度まとまって暮らしていたほうが、ケアを受けるにしても、お互いに交流をするにしても、都合がいいのではないかと思います。様々な在宅サービスが住宅に付随し、診療所があればなおのこと理想的です。**こうした高齢者専用賃貸住宅について、東京都が進める「東京都医療・介護連携型高齢者専用賃貸住宅モデル事業」とも連動させながら、文京区が今後、どのようなかたちで、高齢者のニーズに応じた住宅の提供を考えていくのか、お示してください。**

現在行われている介護サービスに「小規模・多機能サービス」というものがあります。これは、「介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域でこれまでの生活を維持し、尊厳を持って自分らしく暮らしたい」という高齢者の願いに応えるサービスです。文京区でも、三つの指定事業所さんが「地域密着型サービス」を提供しています。高齢者の生活エリアに密着して整備されたサービス拠点を中心に、日中そこに通ってもいいし、一時的に泊まってもいい。あるいは家にいてもサービスが受けられる。利用者や家族の状態に応じて、二十四時間、安心して様々なサービスが受けられる。高齢者が最期まで在宅で暮らすための一つの理想的なサービスのあり方であり、地域包括ケアシステムを整備していく上で重要な拠点となることが予想されます。**文京区として、この「小規模・多機能サービス」という観点での今後の事業展開を、どのようにたてていくのか。新宿区が中学校跡地に開所した「地域密着型複合施設」の評価と合わせて、考え方をお示してください。**

文京区は率先して、高齢者になっても、家族を介護しながらでも安心して働き、暮らせる地域社会の姿を提示しなくてはなりません。我われ住民も、自助、互助に努め、必要とされる公的なサービスを受けるために税を負担し、合意形成の上でこの仕組みを作り上げていかななくてはなりません。高齢者の方々が、でき得る限り自立した生活を送るためには、高齢期に入る前から、心身の健康作りに積極的に取り組むことが必要になります。高齢者の社会参加、社会貢献、生きがいづくりなどの活動は介護予防にもつながる重要な取り組みです。**文京区のすすめる高齢者の社会参加活動へのアプローチについてもお聞かせください。**

自立することが大切である。そのことは繰り返し語られるわけですが、人は加齢によって、体も意のままにはなくなったりする。そうした喪失体験を重ねていくこともまた避けることの出来ない事実です。そんな高齢者の方々に対して、自立とは何であると語りかけることができるのか。心理学者であり文化庁長官でもあった河合隼雄先生は次のよう

におっしゃいました。「自立とは、一人で生きることではない。まして、孤立ではない。自立している人というのは、適切な依存ができて、そのことをよく自覚している人なのだ」と。他者への適切な依存ができなければ、高齢期を乗り切ることはできません。自分ひとりでは切り抜けられない。誰かに依存していかなければ生きられない。そうなったときに、これは当然のことだという意識ではなく、謙虚に、感謝しながら生きていくことができるように。2025年には多様な価値観とはっきりした権利意識を持った団塊の世代を中心とした「新しい高齢者」の登場が予測されています。我われ日本人が「心のノート」に刻んでいる「ありがとう」の言葉を忘れることがないように。今後も個々人の尊厳を守りつつ、利用者のニーズを満たせるような制度の構築に向けて、議論を尽くしていくことが求められていると思います。

次に、東日本大震災の発生により顕在化した公教育の課題と自治体の果たす役割について、お尋ねいたします。

社会を生き抜く力の養成を目指す我が国の教育において、本年の三月十一日に発生した東日本大震災は、あらためて大きな課題を投げかけるところとなりました。すなわち、変化の激しい時代の中で、自立して社会を生き抜いていくために必要な知識・能力を身につけられるように、多様な学習機会の連携・接続にも留意しつつ、それぞれの学習機会における成果を保証するとともに、教育の質を向上させなくてはならないということ。これは「東日本大震災の発生により、課題が顕在化するとともに、一層の加速化が懸念される」として、中央教育審議会教育振興基本計画部会が、高等教育について示した基本的方向性ですが、自治体が担う義務教育課程においても当然この論点は考察されなくてはなりません。教育委員会にお尋ねします。変化の激しい時代を生き抜くための力とはどのようなものか。全ての人が共通に身につけるべき力、個人・社会のニーズに応じて身につけるべき力は何か。これらの力は、学校教育のみで培うものか、社会生活との関わりにおいても培われるものか。そもそも、こうした力は測定が可能なものか。そして「何を身につけることができたか」を担保するための必要十分な仕組みは何か。成果目標とそれを測定する指標はどのようなものがあるか。さらにはそれを数値化することは可能か。

なにも文京区の教育委員会を困らせようとしているわけではありません。質問をしている私自身、ある種の違和感を覚えます。それは何か。震災によって顕在化したのは、中教審がいうような「課題」だけではないのではないか、そう気づいたはずだからです。数値化などせずとも、我われは気づいたはずです。日本人の持つ「美德」と、その「不屈の精神」について。それは過去の歴史が証明し、それがまた今回の大震災でも明らかとなったと言えるのではないのでしょうか。

地震発生直後から多数の海外メディアが取材に殺到しました。彼らは破壊しつくされた現場で数々の奇跡を目撃することになります。津波発生から三日後に、自衛隊によって瓦

礫の中から救出された生後四ヶ月の赤ん坊。このニュースは多くの人々に希望を与え、瞬く間に世界中に配信されました。そして同時に、海外メディアの震災報道から浮かび上がってきたもの。それは日本人の持つ精神性です。その精神性こそが奇跡の存在だと言われたのです。「日本人がこの悲劇に直面したときに示した尊厳ある冷静さは、類まれなものである」「信じられないような苦難を、潔く尊厳をもって我慢した」外国人の目に映った日本人の特性です。彼らはそれを被災者の方々から、畏敬の念をもって、見出しているのです。

「全ての人が共通に身につけるべき力」というものがあるとするならば、我われ日本人は、それを決して失ってははいない、と考えるべきでしょう。そして、それを見失わないようにしなくてはならないと、あらためて決意することこそ、教育に携わるものの使命だと私は考えます。

野田総理が所信表明演説で引用した、福島の高校生による創作劇のセリフは極めて印象深いものでした。

「福島に生まれて、福島で育って、福島で働く。福島で結婚して、福島で子どもを産んで、福島で子どもを育てる。福島で孫を見て、福島でひ孫を見て、福島で最期を過ごす。それが私の夢なのです。」

生まれ育った故郷を愛する心に貫かれたこの叫びに、我われは純粋に心を打たれます。ここに保守的だと非難されるべき点があるとは、私は全く思いません。誰かを親として、誰かの子として生まれ、誰かの親になり、誰かを子となす。何の名においてか、こうしたことを反動的と呼ぶむきがありますが、それは自分の来し方生い立ちを直視することすらできないということなのでしょう。

国家の本質とは「再生産 (reproduction) を保証する」ことにあります。つまり、子どもを産み育てる物質的・制度的・象徴的な配備を行うことが国家権力の役目なのです。国家権力は「暴力装置」であるという考えに傾く人もいます。いわく、権力は人民の自由を縛り、罰という名の暴力をふるい、死さえも招くものだ。しかし、そもそも国家権力は、一体何のためにあるのでしょうか。生きるためにです。人が人として生きるためにあるのです。子として生まれ、子として育てられ、教えを受け、愛を知り、子を産み、子を育て、そしてこの世を去るために。私は、こうした機能のなかに、何ら疚しいものはないと思います。ここに反動的だったり保守的だと言って非難すべき点があるとは全く思いません。このようなことが失われていい理由がない。あるわけがない。何時いかなるときでも、絶対です。

だからこそ、北朝鮮による日本人拉致事件は断じて許されないのです。生まれ育つ権利を完全に奪われたのですから。重大な人権侵害であると同時に国家主権の侵害です。政府は本年四月一日、「人権教育・啓発に関する基本計画」の中に、「北朝鮮当局による拉致問題等」を追加し、「学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じて、拉致問題等に対する理解を深めるための取組を推進する」ということを、閣議決定しています。教育委員会に伺います。文京区の学校教育の中で、この取組は、どのように具体的に進められている

のか。お聞かせください。

平成十八年、六十年ぶりに教育基本法が改正され、はや五年が経とうとしています。あらためて、教育基本法の教育理念に基づき、新たに定められた義務教育の目標を、はっきりと認識すべきです。「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度」。これが我われの言う「愛国心」です。教育再生とは、我われ個々の内の、日本人としての記憶を取り戻す作業にこそあるのだ、と私は確信しております。

以上で私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。